

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 日清紡ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nisshinbo Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 河田 正也

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

【電話番号】 03 (5695) 8833

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 事業支援センター長 奥川 隆 祥

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

【電話番号】 03 (5695) 8833

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 事業支援センター長 奥川 隆 祥

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月29日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、河田 正也、村上 雅洋、荒 健次、西原 孝治、小倉 良、奥川 隆祥、秋山 智史、松田 昇、清水 啓典、藤野 しのぶの10氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、真鍋 志朗氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、山下 淳氏を選任する。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを追加選任する。

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

第7号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	賛成割合(%)	決議結果
第1号議案	1,317,695	800	863	99.57	可決
第2号議案					
河田 正也	1,128,213	190,272	863	85.25	可決
村上 雅洋	1,251,513	66,973	863	94.57	可決
荒 健次	1,308,750	9,736	863	98.89	可決
西原 孝治	1,252,258	66,228	863	94.62	可決
小倉 良	1,304,807	13,679	863	98.59	可決
奥川 隆祥	1,251,353	67,133	863	94.56	可決
秋山 智史	1,126,605	191,881	863	85.13	可決
松田 昇	1,307,382	11,104	863	98.79	可決
清水 啓典	1,308,730	9,756	863	98.89	可決
藤野 しのぶ	1,309,875	8,611	863	98.98	可決
第3号議案					
真鍋 志朗	968,780	349,714	863	73.20	可決
第4号議案					
山下 淳	1,317,560	932	863	99.56	可決
第5号議案	1,317,084	1,410	863	99.52	可決
第6号議案	1,311,420	7,074	863	99.09	可決
第7号議案	1,312,857	5,637	863	99.20	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案および第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案、第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第5号議案および第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成割合は、出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含みません））に対するものです。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数を集計していません。